様式4

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

(フリガナ) 申出者氏名				出 者 年月日		年 月	日日
所属所				·員等 · · 番号			
職名			配力	笛勺			
育児休業等 承認期間	休業開始日			休業終了日(復職日の前日)			
	年	月 日			年	月	日
育児休業等 に係る子	(フリガナ) 氏 名	性 別					男
	生年月日		左	三 月	日		女

地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。

公立学校共済組合神奈川支部長 様

年 月 日

住 所

申出者

氏 名 (署名)

備 考 「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は育児休業等終了時改定の算定に使用しません。

【申請にあたっての注意事項】

- 1 育児休業終了時改定は、育児休業等を終了した後に育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬月額と標準報酬月額がかけ離れた額になる場合に、育児休業等を終了したときに**申出**をすることにより、標準報酬月額を改定するものです。育児休業等を終了した後にフルタイムで勤務した場合も申出はできるが、その場合は標準報酬月額が上がることもあります。算定の結果、従前の標準報酬の等級と 1 等級以上の差がなければ、改定は行われません。
- 2 申出の対象者は、育児休業等を終了した日において、当該育児休業等に係る3歳未満の子を養育しており、育児休業等を終了した日の翌日に産前産後休業を開始していない者です。
- 3 申出をしない場合でも、固定的給与に変動があり要件を満たしたときは「随時改定」が行われます。

提出期限:事由発生から2年間

提出先 : 県職員及び県費負担教職員 → 所属所

→ 公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ

市町村費負担教職員 → 各市町村の給与担当課

所属所受付印

記入例

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

(フリガナ) 申出者氏名	カナガワ ハナコ 神奈川 花子		申 出 者生年月日		〇〇年 〇月 〇日		
所属所			組合員等		123456		
職名	教 翁	Ĺ	記号・番号		1 2 3	4 5	0
育児休業等 承認期間	休業開始日			休業終了日(復職日の前日)			
	〇〇年 〇月 〇日		〇〇年 〇月 〇日				O目
育児休業等 に係る子	(フリガナ) 氏 名	神奈川太郎			男		
	生年月日		〇〇年	〇月	ОВ		女

地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。

公立学校共済組合神奈川支部長 様

〇〇年 〇月 〇日

住 所 横浜市中区日本大通5-1

申出者

氏 名 神奈川 花子

(署名)

備 考 「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は育児休業等終了時改定の算定に使用しません。

【申請にあたっての注意事項】

- 1 育児休業終了時改定は、育児休業等を終了した後に育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬月額と標準報酬月額がかけ離れた額になる場合に、育児休業等を終了したときに**申出**をすることにより、標準報酬月額を改定するものです。育児休業等を終了した後にフルタイムで勤務した場合も申出はできるが、その場合は標準報酬月額が上がることもあります。算定の結果、従前の標準報酬の等級と1等級以上の差がなければ、改定は行われません。
- 2 申出の対象者は、育児休業等を終了した日において、当該育児休業等に係る3歳未満の子を養育しており、育児休業等を終了した日の翌日に産前産後休業を開始していない者です。
- 3 申出をしない場合でも、固定的給与に変動があり要件を満たしたときは「随時改定」が行われます。

提出期限:事由発生から2年間

提出先 : 県職員及び県費負担教職員 → 所属所

→ 公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ

市町村費負担教職員 → 各市町村の給与担当課

所属所受付印